

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営を効率化し、透明性と競争力を高め、株主の立場に立って企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。また、企業は、公共性・公益性・社会性を担った立場であることを、経営陣のみならず全従業員が認識し実践することが重要であり、それが長期的には株主利益の向上につながるものと考えております。さらに、当社の経営方針等を株主をはじめ、取引先、顧客、地域、従業員等全ての利害関係者に正しく説明していくことがコーポレート・ガバナンス上重要であると考えております。

今後もIR活動を積極的に行い、経営者の説明責任と適時開示を心がけてまいります。また、一般顧客に飲食を提供する企業の最低限の条件として、コンプライアンスの確保について誠実に対応してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ロイヤルホールディングス株式会社	411,000	32.84
株式会社久世	122,000	9.75
株式会社河内屋	120,000	9.59
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	79,100	6.32
スタンダード チャータード バンク ホンコン アカウント デイビーエス ビツカーズ ホンコン リミテッド クライアント	45,900	3.67
トウカイトウキヨウセキユリティーズアジアリミテツド	28,700	2.29
高野 慎一	27,300	2.18
金鹿 研一	26,700	2.13
ハブ社員持株会	20,800	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,300	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

2 月

業種

小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

ロイヤルホールディングス株式会社は、「その他の関係会社」であります。

経営上の意思決定及び執行については、常勤取締役3名全てが当社出身であること、さらに、部長職を含めて「その他の関係会社」からの受入出向社員がいないこと等により、「その他の関係会社」からの独立性を確保しております。

また、「その他の関係会社」及びそのグループ各社との取引が発生する場合は、他社との比較も含めて経済合理性等を十分検討の上、経営会議及び取締役会で決議することにより、不当な取引にならないよう留意しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
菊地 唯夫	他の会社の出身者							○				
黒須 康宏	他の会社の出身者							○				
今野 誠一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊地 唯夫	----		ロイヤルホールディングス株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と各方面における幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため。
黒須 康宏	----		ロイヤルホールディングス株式会社の取締役を務められており、これまで培ってきた豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため。

今野 誠一	○	----	株式会社マングローブの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と各方面における幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため。
-------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役員数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が主催する中間決算及び期末決算についての監査報告会、あるいは監査室における内部監査結果の社長報告に同席し、会計監査上・内部監査上の会社の課題・問題点を相互確認する他、随時、意見交換・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている員数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浦 一馬	他の会社の出身者									△				
網谷 充弘	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦 一馬		----	ロイヤルホールディングス株式会社の常勤監査役を務められており、これまで培ってきた豊富な経験と知識を有しているため、客観的な立場から当社

			経営の監査を監査役として適切に遂行していただけるものと判断したため。
網谷 充弘	○	----	弁護士としての専門的な知識・経験等を持たれる有識者であり、その経験を当社の監査体制に活かしていただき、当社経営の監査を監査役として適切に遂行していただけるものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額は、年額80,000千円を限度とし、経常利益及び当期純利益の達成度に応じた業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

株主総会決議に基づく報酬として、取締役5名に対して総額43,950千円(うち社外取締役2名、2,400千円)を支給いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役・監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役の報酬額は取締役会の決議により、役割、業績等を勘案のうえ決定しております。各監査役の報酬額は監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際し、必要に応じて事前に議案及び資料の説明を行っております。また、内部監査部門が監査役のサポートをしており、必要に応じて情報の共有化を図っております。
報酬については、常勤取締役の支給水準及び各社外取締役(社外監査役)の業務内容を勘案し決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要
当社の取締役会は常勤取締役3名と非常勤取締役3名の計6名で構成されており、非常勤取締役3名は、いずれも客観的な立場での経営判断を得るため選任された社外取締役であります。取締役会は、毎月開催されており、付議事項の審議及び重要事項の報告がなされ、建設的な意見交換が行われています。
また、当社は、取締役は9名以内とする旨、また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

当社の監査役会については、監査役3名、うち社外監査役2名で構成されており、各監査役は取締役会に出席し、監査役の立場から自由に意見を述べるとともに、取締役の業務執行状況をチェックしております。

2.内部監査及び監査役監査の状況について

当社では、コンプライアンス経営のための内部統制システムとして、内部監査制度を設けております。当事業年度については、「監査室」が内部監査業務を担当（監査室長1名）しており、「内部監査規程」に基づいて自己監査とならないよう内部監査を実施しております。具体的には、社内の業務が経営方針・社内諸規程・会計処理基準に準拠して行われているか、経営的に見て効率良く行われているか、法令を遵守しているか等といった観点から、内部監査計画に基づいて実施しております。

また、内部監査部門と監査役は毎月定期的に、監査結果の報告や必要に応じた意見交換・情報交換を行っており、相互連携強化に努めております。さらに、会計監査人とも積極的に相互連携をとることにより、それぞれの監査機能のレベルアップを図っております。

3.会議等の開催について

当社では、取締役会への付議事項及び経営執行に関わる重要事項を審議・調整・決定する機関として、常勤取締役及び本部長・室長・部長をメンバーとする経営会議を原則毎週開催し、経営方針に則った業務執行を推進しております。

また、毎月開催される月次報告会議及び月次営業会議では、業務進捗状況の確認及び今後の対策を協議し、さらに、各店舗の内部管理体制強化のため、店舗運営状況、衛生管理状況、コンプライアンス状況等について確認しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速かつ適切な意思決定と経営の公正性及び透明性を高め効率的な経営体制を可能にするため、取締役会において、社外取締役、社外監査役による専門的かつ客観的な意見を取り入れることにより、業務における監視機能が有効に機能するものと判断しているため、当該体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は2月末日であり、定時株主総会の開催日は定款の定め等により5月中となっております。従って、世間一般でいうところの集中日には該当しませんが、今後とも決算手続全体のスケジュールを総合的に勘案して設定する予定です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	公正で正確な会社情報を提供するため、IRポリシー（当社ホームページに掲載）を定め、情報開示についての基本姿勢や情報の開示方法等を明確化しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年11月に説明会を実施いたしました。今後についても、第2四半期決算の開示後（10月～11月）を目処に開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年10月及び平成27年4月に説明会を実施いたしました。今後についても、第2四半期決算及び期末決算の開示後（10月中旬及び4月中旬）を目処に開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL http://www.pub-hub.co.jp 掲載している情報（決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、月次速報）	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署 社長室 担当者 広報・IR担当マネジャー 駒田 知也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社の経営方針等を株主はじめ、取引先、顧客、地域、従業員等全ての利害関係者に正しく説明することが重要であると考えており、経営者の説明責任と適時開示を心がけ、さらにコンプライアンスの確保について誠実に対応してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人が法令・定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「企業行動指針」を制定する。
その徹底を図るため、社長を内部統制統括責任者とし、総務担当部門においてコンプライアンスの取組を統括し、同部門を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、社内のコンプライアンスの状況を監査する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、従業員が直接情報提供できる体制として社内通報システムを整備し、「社内通報規程」に基づきその運用を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報(議事録、稟議書等)を文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、安全、衛生、品質、情報等に係るリスクについては、それぞれの主管部門にて、規則規程・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等を行い、全社的なリスク状況の監視及び対応は、総務担当部門が統括する。内部監査部門は、社内のリスク管理の状況を監査する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、それに基づいた中期経営計画及び年度事業計画を策定する。

月次業績を含む職務の進捗状況について、その結果を迅速にデータ化し、経営会議及び取締役会にて定期的にレビューし、目標未達の要因分析とその改善を促すことにより、効率的な業務遂行体制を確保する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。監査役から監査業務に必要な事項の命令を受けた当該使用人は、その命令に関して取締役及び所属上長の指揮命令を受けない。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、社内通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、経営会議をはじめとする社内の主要な会議に出席し、監査役として必要な場合は意見を述べることができる。また、内部監査部門及び会計監査人と連携し相互の意思疎通、情報交換その他により、実効的な監査体制を確立する。

8. 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書(基本計画書)」に基づき、必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも悪影響を及ぼす反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針とする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在の株主構成から判断して、特に早急に企業防衛策を講じる必要性はないと判断しております。
しかしながら、企業をとりまく環境が厳しさを増す中、いつまでも現在の株主構成が変化しないとも限りませんので、他社の企業防衛策の導入例や会社法によりとりうる防衛策など、日頃から情報を集め、当社としてどのような対策がとりうるのか留意してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は下記の通りであります。

